

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 31 日

県内障害福祉サービス事業所等 法人代表者 様
(政令市・中核市 含む)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

「神奈川県障害福祉サービス事業所等及び障害福祉施設等に対するサービス
継続支援事業」(追加募集)の申請手続き等について

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記支援事業について、令和 8 年 5 月 29 日付の事務連絡により募集(以下「1 次募集」という。)を行いました。このたび追加募集を実施することとしましたので、お知らせします。

申請の方法等は、次のとおりですので御案内します。申請を希望する法人におかれましては、必ず、本事務連絡及び補助要綱の内容を必ずご確認の上、申請してください。

標記支援事業については、1 次募集時に何らかの理由で申請ができなかった法人・事業所等が対象です。

1 次募集時に既に申請済みの事業所等は対象外となります。

※ 1 次募集で申請済みの法人であっても、法人内に未申請の事業所・施設がある場合は、本件追加募集において、申請いただくことは可能です。

(1) 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業、(2) 障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業の 2 つの補助制度を設けています。それぞれ、補助対象経費、補助対象事業者が異なる点にご留意ください。(1)、(2)両方の補助を受けられる事業者もあります。

1 補助の対象経費

(1) 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

ア 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応

障害福祉サービス事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業(令和 8 年 2 月 12 日以降に購入したもの)。ただし、取得費用が 30 万円(税抜き)以上の財産処分制限の対象となる備品等の購入費を除く。

＜対象経費（例）＞

補助対象事業者	補助対象経費
訪問系事業所、 通所系事業所	(7) 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 (イ) ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費等
通所系事業所、 相談系事業所、 入所・居住系事業所	(7) 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 (エ) 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等

イ 災害備蓄等への対応

障害福祉サービス事業所等が災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業（令和8年2月12日以降に購入したもの）。ただし、取得費用が30万円（税抜き）以上の財産処分制限の対象となる備品等の購入費は除く。

＜対象経費（例）＞

補助対象事業者	補助対象経費
訪問系事業所、 通所系事業所、 相談系事業所、 入所・居住系事業所	(7) 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 (イ) ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 (7) 衛生用品、医療用品等の購入等経費 (エ) 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 (オ) その他災害への備えとして必要と認められる経費

ア、イともに障害福祉サービスを継続するために必要な経費を広く含みます。各事業所が障害福祉サービスの継続に必要と判断した経費は、基本的にすべて補助対象経費に含まれます。ただし、次の3点にはご注意ください。

- ① 令和8年2月12日から令和8年12月28日までで支払済もしくは支払予定の経費が補助対象です。
- ② 補助の対象経費は、税抜き金額により申請ください。
- ③ 一つ当たりの取得費用が30万円（税抜き）以上の備品等の購入費は、補助対象経費に含まれません。

(2) 障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業

障害福祉サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援（令和8年2月12日以降に購入したもの）

（注1）食事の準備を委託している場合は、その経費を含む。

（注2）食事提供に係る施設職員の賃金は含まない。

2 補助対象事業者及び補助金額

ア 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

補助対象事業所・施設種別		補助上限額
【訪問系】 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 ・ 自立生活援助 ・ 移動支援 ・ 意思疎通支援 ・ 訪問入浴サービス ・ 地域活動支援（訪問系）	1月あたり延べ訪問回数 200回以下	300千円/事業所
	1月あたり延べ訪問回数 201回以上2,000回以下	400千円/事業所
	1月あたり延べ訪問回数 2,001回以上	500千円/事業所

【通所系】 ・生活介護 ・就労移行支援 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援 ・就労選択支援 ・児童発達支援 ・旧医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・地域活動支援（通所系） ・日中一時支援	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円/事業所
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円/事業所
	1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円/事業所
【相談系】 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障害児相談支援 ・障害者相談支援 ・基幹相談支援 ・地域活動支援（相談系）		200千円/事業所
【入所・居住系】 ・障害者支援施設 ・宿泊型自立訓練 ・共同生活援助 ・福祉型障害児入所施設 ・短期入所 ・福祉ホーム ・地域活動支援（入所系）		6千円/定員

（注1）障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

（注2）1月あたり延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数については、令和7年4月から9月までのサービス提供分の平均値によるものとする。

（注3）定員については、申請時において、管轄する自治体にて指定等を受けている利用定員数又は入所定員数によるものとし、令和7年4月1日時点とする。

イ 障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業

補助対象事業所・施設種別	補助上限額
【入所・居住系】 ・ 障害者支援施設 ・ 宿泊型自立訓練 ・ 共同生活援助 ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 短期入所 ・ 福祉ホーム ・ 地域活動支援（入所系）	18千円/定員

（注１）障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

（注２）定員については、申請時において、管轄する自治体にて指定等を受けている利用定員数又は入所定員数によるものとし、令和７年４月１日時点とする。

（１）、（２）ともに、特段の事情がない限りは、補助上限額どおりで申請してください。
補助上限で申請を行わない場合には、委託業者から連絡がありますのでご承知おきください。

（１）、（２）ともに、定員数は令和７年４月１日時点です。ただし、令和７年４月２日以降に開設した事業所、施設については、申請日時点の定員数です。

3 申請受付期間

令和８年９月１０日（木）から令和８年１０月２日（金）まで（厳守）

補助金の交付時期は、令和８年１１月～１２月以降を予定しています。予算の範囲内で補助を行いますので、申請の状況によっては、実際の補助額が補助上限額から一律に引き下げられる可能性があります。補助金交付は、先着順ではありません。

4 申請方法

補助金申請システム「Ｊ グランツ」によるオンライン申請

<https://www.jgrants->

<portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYA5MAP?wfid=a0XJ2000006k4wjMAA>

※ 対象事業所、施設を複数有する場合は、設置・運営法人で一括して申請してください。

※ 同一建物内で複数の障害福祉サービスを提供している場合には、各サービス分を申請できますので、設置・運営法人で一括して申請してください。

※ J グランツの申請につきましては、別紙「J グランツ（電子申請システム）による申請について」を参照してください。

※ 県ではコールセンター及び書類審査の業務を「株式会社 CTI 情報センター」に委託しています。委託業者から修正等の連絡が入る場合がありますので御承知おきください。（発信番号 050-5527-2125）

5 提出書類

（交付申請様式）

- ①第1号様式 申請書（法人単位で1枚）
- ②第1号様式別紙1【申請額一覧】（法人単位で1枚）
- ③第1号様式別紙2【個票】
- ④第1号様式別紙3【銀行口座情報】
- ⑤第1号様式別紙4【役員等氏名一覧表】

（添付書類）

- ⑥ 通帳の表紙裏の見開きページの写し
- ⑦ 任意様式の委任状（申請者が法人代表者と異なる場合や振込先口座の名義が申請者ではない場合のみ）

（実績報告書様式）※交付決定後、実績報告時にご提出いただきます。

- ①第3号様式 実績報告書（法人単位で1枚）
- ②第3号様式別紙1【事業所・施設別実績額一覧】
- ③第3号様式別紙2【個票】
- ④購入した物品のわかる資料（写真等）

（添付書類）

- ⑤任意様式の委任状（申請者が法人代表者と異なる場合や振込先口座の名義が申請者ではない場合のみ）

6 その他（問合せ先等）

（事業内容、申請手続きに関すること）

サービス継続支援事業コールセンター

電話 050-5527-2125（月曜日～金曜日（祝日を除く）9時30分～17時00分）

（G ビズ ID に関すること）

G ビズ ID ヘルプデスク

電話 0570-023-797（月曜日～金曜日（祝日を除く）9時00分～17時00分）

問合せ先

サービス継続支援事業コールセンター（障害福祉分野）

電話：050-5527-2125（平日 9 時 30 分～17 時）